

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 31 日

神奈川県医師会 御中
神奈川県病院協会 御中
神奈川県精神科病院協会 御中

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

新型コロナワクチン接種の促進・支援策について

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、令和 3 年 5 月 26 日付けで厚生労働省健康局、医政局から別添のとおり事務連絡がありましたので、送付いたします。

また、添付資料の別紙 1 については、市区町村向けのものとなりますので、割愛させていただきます。

問合せ先

神奈川県医療危機対策本部室
ワクチンチーム 松田、村山
電話 045-285-0716（直通）

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 26 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{市 町 村} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 御中

厚生労働省健康局
厚生労働省医政局

新型コロナウイルスワクチンをめぐる主な課題と対応・支援策について

現在、各自治体において、新型コロナウイルスワクチンの接種を進めるべく体制構築を進めていただいているところですが、昨日、ワクチン接種をしていただく医療機関への新たな財政支援措置（別添）を公表いたしました。

これを踏まえ、改めて、新型コロナウイルスワクチンをめぐる主な課題と対応・支援策について整理し、市区町村の皆さま向けの資料（別紙 1）及び個別接種を行う医療機関の皆さま向けの資料（別紙 2）をそれぞれ作成いたしました。

貴自治体におかれましては、これらについてご了知いただくとともに、医療機関に対し別紙 2 を周知いただきますようお願い申し上げます。

個別接種を行う医療機関の皆さまへ

- 4月30日の菅総理大臣、田村厚生労働大臣、河野国務大臣と日本医師会、日本看護協会との意見交換において、総理から、国家レベルの緊急事態の克服に向けて、多くの医療関係者の接種へのより一層の協力要請がありました。
- 個別接種を行う医療機関におかれては、日曜日等の接種のみを行う日の設定や早朝等の診療時間の延長などによる、接種回数の拡大をぜひお願いします。市町村から相談や依頼があったときに、できる限り応えていただけるとありがたいです。

※5月25日に、ワクチン接種をしていただく医療機関への新たな財政支援措置を公表しました(別添参照)。

- そうした際、地域の実情によって様々な課題や障壁もあると承知します。下記はそのほんの一例です。国、都道府県、市区町村が一体となって支援に努めます。重ねてよろしくお願いいたします。

接種記録

- ・個人記録管理のためのVRSへのリアルタイムでの入力をお願いします。
- ・必要に応じて市町村が立ち上げや入力等の支援を行うこともありますので、ご相談ください。

予約

- ・予約事務が診療にできるだけ影響の出ないように、市町村も支援に努めます。
例：市町村が専用回線や予約受付者を手配することも可能です。また、各医療機関において、診療が昼休みの間のみ電話で受け付け、通院者は通院時に受け付けること等もお願いします。
- ・予約日より前でも接種を希望する人を聞いておいて、接種者の急な空きが出た場合やバイアルの余りが出た場合に備えるのも一案です。

場の確保

- ・接種後の経過観察(15分間)を行う場として、医療機関の待合室のほか、中待合、点滴室、多目的室等を適宜活用してください。
- ・発熱外来を担っている医療機関で動線の区分が難しい場合は、例えば午前と午後で発熱外来専用とワクチン接種専用に機能分化するのも一案です。

※大規模会場での集団接種に加えて、身近な診療所などでの個別接種も中心的な接種ルートとなりました。ワクチン接種が迅速化するだけでなく、基礎疾患がある人も多い高齢者については、リスクの把握などのメリットがあります。

- これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行う。(①～③)

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額：4,319億円(令和2年度三次補正)



<概要>

- ・単価：2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外：+730円、休日：+2,130円)

【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額：3,439億円(令和2年度三次補正等)



<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】



個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円／回
- ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円／回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い

③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付